

機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和5年7月)

改訂前		改訂後	
目次	目次	目次	目次
第1編 共通事項附則		第1編 共通事項附則	
第1節 総則		第1節 総則	
1-附-1	適用 附-1	1-附-1	適用 附-1
1-附-2	用語の定義 附-1	1-附-2	用語の定義 附-1
1-附-3	工程表 附-1	1-附-3	工程表 附-1
1-附-4	建設副産物 附-1	1-附-4	建設副産物 附-1
1-附-5	監督職員による確認及び立会等 附-3	1-附-5	監督職員による確認及び立会等 附-4
1-附-6	出来形数量の算出 附-4	1-附-6	出来形数量の算出 附-5
1-附-7	工場製品確認 附-4	1-附-7	工場製品確認 附-5
1-附-8	技術検査 附-5	1-附-8	技術検査 附-6
1-附-9	工事中の安全確保 附-6	1-附-9	工事中の安全確保 附-6
1-附-10	環境対策 附-9	1-附-10	環境対策 附-10
1-附-11	準拠すべき主な技術規定 附-11	1-附-11	準拠すべき主な技術規定 附-11
1-附-12	官公庁等への手続等 附-11	1-附-12	官公庁等への手続等 附-12
1-附-13	提出書類 附-12	1-附-13	提出書類 附-12
1-附-14	火災保険等 附-12	1-附-14	火災保険等 附-12
1-附-15	システム設計管理 附-12	1-附-15	システム設計管理 附-13
1-附-16	保険の付保及び事故の補償 附-13	1-附-16	保険の付保及び事故の補償 附-14
1-附-17	暴力団等の排除 附-13	1-附-17	暴力団等の排除 附-14
1-附-18	個人情報の取扱い 附-15	1-附-18	個人情報の取扱い 附-16
1-附-19	現場代理人の取扱い 附-17	1-附-19	現場代理人の取扱い 附-17
1-附-20	配置技術者の取扱い 附-19	1-附-20	配置技術者の取扱い 附-19
1-附-21	調査・試験に対する協力 附-19	1-附-21	調査・試験に対する協力 附-20
1-附-22	施工体制台帳 附-20	1-附-22	施工体制台帳 附-20
1-附-23	交通安全管理 附-20	1-附-23	交通安全管理 附-21
1-附-24	工事完成図書の納品 附-21	1-附-24	工事完成図書の納品 附-22
1-附-25	設計図書の変更 附-21	1-附-25	設計図書の変更 附-22
1-附-26	担当技術者 附-22	1-附-26	担当技術者 附-23
別表附-1 段階確認一覧表		別表附-1 段階確認一覧表	
附-1-1	段階確認一覧表（共通） 附-24	附-1-1	段階確認一覧表（共通） 附-24
附-1-2	段階確認一覧表（機器、設備別） 附-25	附-1-2	段階確認一覧表（機器、設備別） 附-25

<p>附-1~4</p>	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>1. 法令遵守 変更なし</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成 (1)~(3)変更なし (4)~(8)追加</p> <p>3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 変更なし</p> <p>4. 産業廃棄物の処理計画書 変更なし</p> <p>5. マニフェスト 変更なし</p>	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>1. 法令遵守 変更なし</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成 (1)~(3)変更なし (4)受領書の交付 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 (5)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果（確認結果票）は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (6)建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「(5)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果（確認結果票）を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (7)建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 (8)受領書及び確認結果票の参考様式等 受領書及び確認結果票の参考様式、並びに(4)~(7)に記載された事項の運用等については、以下の国土交通省のホームページを参照されたい。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugvo/const/tochi_fudousan_kensetsugvo_const_fr1_000001_00041.html</p> <p>3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 変更なし</p> <p>4. 産業廃棄物の処理計画書 変更なし</p> <p>5. マニフェスト 変更なし</p>
--------------	--	--